



## 毎年5月は消費者月間です

令和5年度統一テーマ

### デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

社会のデジタル化が進むことによって、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解、様々な情報の正確さを見極める力や、適切に活用するための情報モラル等を身につけることが必要です。それぞれの消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」を統一テーマとしています。

#### 山形県消費生活センター公式SNS

消費生活に役立つ情報を発信しています！！

Twitter  
(ツイッター)



Facebook  
(フェイスブック)



Instagram  
(インスタグラム)



LINE  
(ライン)



★庄内総合支庁1階ロビーでは、5月17日(水)から26日(金)まで、悪質商法等についてのパネルや消費生活に役立つリーフレットの展示を行います。ぜひご覧ください。

得た情報を上手に使って、より豊かで安全・安心な消費生活を送りましょう。

山形県消費生活センター  
キャラクター ケロちゃん



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』➡最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



## ネット通販 トラブル

代金を払ったのに商品が届かない！不良品が届いた！  
業者と連絡が取れない！届いた商品が写真と違う！

### 「特定商取引法に基づく表記」の確認を！！

悪質な通販サイトを利用してトラブルになった場合、連絡が取れなくなるなどして解決が困難になる可能性が高いため、利用する前に「特定商取引法に基づく表記」で、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名、返品についてなどをしっかり確認しましょう。



\*\*\* 次のようなサイトにご注意を！ \*\*\*

- 「特定商取引法に基づく表記」がない。
- 販売業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。
- 日本語の表現が不自然である。
- 支払い方法が前払い等の銀行振込に限定されている。
- ブランド、メーカー品で価格が極端に安い。

## 「山形県消費生活サポーター」募集中です！

山形県消費生活サポーターは、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。

**【応募資格】** 経験は問いません。満18歳以上で県内で活動できる個人・団体であれば、どなたでも応募できます。

**【活動の内容】** 一人暮らしの高齢者への「見守り」「声かけ」や、県から送付されるパンフレットを読んで消費生活に関する知識を身につけるなど、自分にできる活動をお願いしています。

あなたも活動してみませんか？

お申し込み・お問い合わせは、山形県消費生活・地域安全課  
(電話023-630-3237) までお願いします。



## 消費生活無料法律相談会開催日



- 5月10日(水) [ 午後1時30分から ]
- 6月 7日(水) [ 午後3時30分まで ]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください

1人で悩まず  
相談してケロ！



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452